

特定外来生物「オオキンケイギク」防除にご協力ください



5~7月頃にかけて、鮮やかな黄色の花をつけるオオキンケイギク。静岡市内の道端や河原などでよく見かけます。しかし、きれいな花だからといって、ご自宅のお庭や花壇に植えてはいけません。

オオキンケイギクは、日本の生態系に重大な影響をおよぼすおそれがある植物として、外来生物法による「特定外来生物」に指定され、栽培、運搬、販売、野外に放つことなどが禁止されています。

家庭や畑に生えている場合は、飛散しないよう注意し、処分をお願いします。

オオキンケイギクとは？

【原産】 北アメリカ

【特徴】 多年生草本。高さ 30~70 cm程度。葉は茎の下につき、

両面に粗い毛がある。花期は5~7月。直径5~7cm の
橙黄色の頭状花をつける。土壌中の種子は数年間生存す
ることがある。刈り取りに対する再生力が強く、外来生物
法では、根についても措置を講じる必要があるとしてい
る。



(オオキンケイギクの葉)

【特定外来生物に指定された理由】

強健で冬季のグランドカバー効果が高く、花枯れ姿が汚くないという理由で緑化のため道路の法面などに利用されていました。しかし、あまりの強靭さのために一度定着すると、在来の野草を駆逐し、辺りの景観を一変させてしまう性質を持っています。人の手でこれ以上抜けないため、環境省により、平成 18 年に「特定外来生物」に指定されました。

オオキンケイギクを処理するときの注意

■ 少量を処理する場合

ご自宅のお庭に生えている場合など、少量を処理するときは、根から引き抜き、その場で抜けないように2~3日天日にさらすなど枯死させた後、ビニール袋などに密閉して燃えるゴミとして処分してください。

■ 大量に処理する場合

自治会や団体などの活動などで大量に処分する場合は、静岡市環境共生課にお問い合わせください。

原則として生きたままの器官や種子を移動させることは外来生物法で禁止されていますが、静岡市では、外来生物法に基づく防除確認をしており、確認の内容に沿った手続を行うことで引き抜いた当日の運搬が可能となります。

お問合せ先 静岡市 環境共生課 自然ふれあい係

(TEL:054-221-1319、FAX:054-221-1492、メール:kankyou-kyousei@city.shizuoka.lg.jp)